

新旧対照表(千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例)

千葉市道路占用料条例(昭和30年千葉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

第1条～第8条(略)

第1条～第8条(略)

別表

別表

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1,200円	
	第2種電柱		1,800円	
	第3種電柱		2,500円	
	第1種電話柱	1本につき1年	1,100円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,300円	
	その他の柱類		110円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11円	
	地下に設ける電線その他の線類		6円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,000円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	640円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,100円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		990円	
広告塔	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	650円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,500円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		45円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		64円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		96円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		450円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		640円	
	外径が1メートル以上のもの		1,300円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの 長さ1メートルにつき1年 6円	
		その他のもの	21円	
	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,700円
		その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの 占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円 640円
その他のもの		2,100円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			2,100円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		3,200円	
	地下に設ける通路		1,900円	
その他のもの		2,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	65円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	650円	

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1,200円	
	第2種電柱		1,900円	
	第3種電柱		2,500円	
	第1種電話柱	1本につき1年	1,100円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,400円	
	その他の柱類		110円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11円	
	地下に設ける電線その他の線類		6円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,100円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	650円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,200円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		910円	
広告塔	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	640円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,400円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,200円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		45円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		65円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		97円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		260円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		450円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		650円	
	外径が1メートル以上のもの		1,300円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの 長さ1メートルにつき1年 6円	
		その他のもの	22円	
	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,700円
		その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの 占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円 650円
その他のもの		2,200円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			2,200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		3,200円	
	地下に設ける通路		1,900円	
その他のもの		2,200円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	64円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	640円	

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第3号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	650円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,500円
	標識		1本につき1年	1,700円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	65円
		その他のもの	1本につき1月	650円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	65円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	650円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,500円	
	その他のもの		3,200円	
令第7条第2号に掲げる工作物				2,100円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				650円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	210円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	Aに0.033を乗じ、100で除して得た額
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	Aに0.01を乗じ、100で除して得た額
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
(新設)				(新設)

備考
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第3号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	640円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,400円
	標識		1本につき1年	1,700円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	64円
		その他のもの	1本につき1月	640円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	64円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	640円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	6,400円	
	その他のもの		3,200円	
令第7条第2号に掲げる工作物				2,200円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				640円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	220円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	Aに0.025を乗じ、100で除して得た額
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	Aに0.009を乗じ、100で除して得た額
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額

備考
(略)

附則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。